

日本のひなた宮崎 国スポ 宿泊要項

1 趣旨

この要項は、第81回国民スポーツ大会本大会の正式競技及び特別競技に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「大会参加者」という。）の宿泊及び食事に関して、必要な事項を定める。

2 宿泊業務の方針

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）は、日本のひなた宮崎 国スポ合同配宿本部（以下「合同配宿本部」という。）を設置し、緊密な連携のもと、相互に十分な連絡調整を行うとともに、関係する機関及び団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期する。

3 宿泊業務の実施

合同配宿本部は、競技団体、宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合等の関係団体、宿泊施設等と連絡調整の上、大会参加者の宿舎の選定、確保、配宿等に関する業務に当たるとともに、これに関する紛議が生じた場合は、調停及びあっせんを行う。

4 宿泊対象者

この要項に定める宿泊対象者は、大会参加者のうち次に掲げる者で合同配宿本部に宿泊申込みのあった者とする。

- (1) 選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、特別招待者、競技会役員、競技役員及び視察員並びに都道府県選手団に属するその他の者
- (2) 報道員及びその他大会運営に参加する者で、県委員会が宿泊を必要と認めた者

5 宿舎の選定及び確保

宿舎の選定及び確保について、次により行うものとする。

- (1) 大会参加者の宿泊は、原則として会場地市町村内の旅館等（旅館業法（昭和23年法律第138号）の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 会場地市町村内の旅館等で大会参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じ、近隣市町村（原則として県内）の旅館等及び宿泊可能な公共施設等を利用する。
- (3) 風紀上、衛生上、安全対策上等の理由により、支障があると認められる施設は宿舎として利用しない。

6 配宿

大会参加者の配宿に当たっては、合同配宿本部が次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 選手・監督の宿舎は、競技会場及び練習会場までの交通状況、環境等に配慮し、都

道府県別、競技別、種別及び男女別に考慮して配宿する。

- (2) 選手・監督の宿舎は、原則として都道府県選手団本部役員、競技会役員及び競技役員とは別にする。
- (3) 競技会役員及び競技役員については、できる限り同一又は近隣の宿舎に配宿する。
- (4) 1人の宿泊に要する広さは、3.3㎡（2畳）以上とする。

7 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は次のとおりとする。

(1) 宿泊

宿泊とは、入宿日の15時から出発日の10時までの客室の使用をいうものとし、4(1)に掲げる者の食事提供は、原則として1泊2食とする。ただし、競技特性や宿舎の状況により合同配宿本部が認めた場合は、この限りでない。

(2) 宿泊料金

宿泊料金は下表の料金範囲内とする。ただし、大会役員等が、定員未満での利用などを希望する場合は、この料金範囲を超えることがある。

宿泊区分	宿泊料金（税抜）	備考
1泊2食	1,600円～20,000円	通常のサービス・奉仕料及び冷暖房料を含む
1泊夕食	1,440円～18,000円	
1泊朝食	1,280円～16,000円	
素泊まり	1,120円～14,000円	

- ※1 1泊2食の宿泊料金は、1,600円の次の金額は2,000円とし、これを超える金額は500円刻みとする。
- ※2 1泊夕食料金は、1泊2食料金の90%相当額とする。
- ※3 1泊朝食料金は、1泊2食料金の80%相当額とする。
- ※4 素泊まり料金は、1泊2食料金の70%相当額とする。

(3) 入湯税及び宿泊税

入湯税及び宿泊税（導入している地域のみ）については、外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、朝食及び夕食ともに4日前までに申し出た場合に限る。

ただし、競技の進行状況により、やむを得ず夕食の欠食を申し出る場合は、宿泊責任者（宿泊申込代表者が宿泊者の中から定めた者。以下同じ。）が宿舎と協議の上、決定する。

ア 夕食を欠食した場合の控除額

当該施設の1泊2食相当の宿泊料金のうち、20%とする。

イ 朝食を欠食した場合の控除額

当該施設の1泊2食相当の宿泊料金のうち、10%とする。

(5) 休憩料金

入宿日の15時以前及び出発日の10時以降に客室を利用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用した場合の入浴料は、当該宿舎が負担する。

(7) 宿泊取消料

ア 大会参加の取消しや競技敗退等、やむを得ない理由により宿泊を取り消す場合の宿泊取消料は、宿泊取消の申出をした日に応じて、取り消す泊数全てについて各宿泊施設の宿泊取消料規定を適用し、算定する。

なお、宿泊取消料規定の上限は、下表のとおりとする。

宿泊取消の申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の9日前まで	不要	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金とする。
宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金(税抜)の20%	
宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金(税抜)の50%	
宿泊予定日当日	宿泊料金(税抜)の100%	

(注)・荒天等による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な場合は、宿泊責任者が宿舎と協議して宿泊取消料を決定する。

- ・入宿前後に関わらず、災害等(地震、風水害、感染症等)により、競技会(種目・種別)が中止となった場合又は荒天等による競技会会期の短縮決定により、宿泊取消を申し出た場合は、取り消す泊数に関わらず、一人につき1泊分の宿泊取消料のみとする。

イ 宿泊申込後、変更又は取消しの申出がない場合の宿泊取消料は、上記アの定めに関わらず、宿泊料金(税抜)の全額とする。

ウ 宿泊取消料は、宿泊責任者又は本人が当該宿舎へ支払うものとする。

また、宿泊責任者又は本人が宿泊取消料を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負う。

(8) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として宿泊責任者が、各宿舎の指定する方法により精算する。

(9) 宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、令和9年9月5日(日)15時から令和9年10月7日(木)10時までとする。

ただし、選手・監督、競技会役員及び競技役員においては、原則として、参加する競技の開始日の4日前の15時から、競技終了翌日の10時までとする。

8 宿泊の申込み

(1) 宿泊の申込みは、別に定める宿泊事務実施要領(以下「実施要領」という。)により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して合同配宿本部に行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入の上、ファクシミリ又は郵便により行うことを認めるものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達

した日とする。

また、限られた宿泊施設を有効活用して配宿を行うことから、選手・監督の個人都合による宿舎、部屋割り等に係る希望は認めない。

- (2) 選手・監督及び都道府県選手団本部役員にあつては、第81回国民スポーツ大会実施要項（以下「大会実施要項」という。）に定める人員を超える宿泊申込みは認めない。
- (3) インターネット等による宿泊申込みは、実施要領に定める申込期限までに行うものとする。
- (4) 選手・監督及び都道府県選手団本部役員については、申込期限までに宿泊申込みがなかった場合は、大会実施要項の定めにより、大会への参加を認めない。

9 宿泊の変更及び取消し

- (1) 大会参加者の宿舎決定後の宿泊取消しについては、限られた宿泊施設を有効活用して配宿を行うことから、大会参加の取消し等の特別な事情のない限り認めない。

なお、不適切な対応が発生した場合は、日本スポーツ協会の国民スポーツ大会委員会において報告する。

- (2) 入宿前の宿泊人数又は宿泊日程の変更及び取消しについては、実施要領により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに合同配宿本部に行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更及び取消しが困難な場合は、ファクシミリ又は郵便により行うことを認めるものとし、この場合にあつても、速やかに合同配宿本部へ連絡するものとする。

なお、その効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日とする。

- (3) 入宿後の宿泊人数の変更及び取消しについては、宿泊責任者が直接当該宿舎へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、当該申し出があつた日とする。宿舎は、変更又は取消しを受け付けた場合、精算後に合同配宿本部に報告する。
- (4) 合同配宿本部が指定する宿舎の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じた全ての損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

10 食事

- (1) 大会参加者に提供する食事は、安全・安心かつ大会参加者が最良のコンディションで活躍できるよう、栄養面や衛生面を考慮するものとする。また食材については、大会期間中に入手しやすく、かつ食事料金も考慮の上、利用可能なものを選定する。なお、宮崎県産の食材を積極的に活用する。
- (2) 昼食については、原則として大会参加者の希望により、県委員会又は会場地委員会が別に定める方法によりあつせんするものとする。

なお、金額については、次のとおりとする。

区分	料金
昼食弁当（飲料を含む）	1,250 円以内（税抜）

11 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、実施要領に定める。
- (2) 宿泊料金、昼食弁当料金ともに、消費税及び地方消費税の税率に変更があった場合は、開催時の税率を適用するものとする。